

## 専決処理報告 第 2 号

### 高知県立学校事務処理規程の一部を 改正する訓令の専決処理報告

高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令（別紙）について、高知県教育委員会事務専決規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第1号）第6条第1項の規程に基づき、教育長において臨時に専決したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

## 教育委員会訓令

### 高知県教育委員会訓令第5号

教育委員会事務局  
県立学校

高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

高知県教育委員会委員長 宮地彌典

#### 高知県立学校事務処理規程の一部を改正する訓令

高知県立学校事務処理規程（平成4年3月高知県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「経伺の手続を経た後、」を「当該事務を担当する上位の職にある者の審査を経て、決裁権者の」に改め、同条第2項中「及び分室」を削り、「教頭を経伺した後」を「副校長又は教頭の審査を経た後」に改める。

第4条第3項中「教頭」を「副校長、教頭」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「第7条」を「第8条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、教頭が、校長」を「教頭は、校長（副校長を置く学校にあっては、校長及び副校長）が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、校長又は副校長」に改め、「（昭和22年法律第26号）」を削り、「規定に基づいて」を「規定により」に、「定めた」を「定めた順序で」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

副校長は、校長が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、校長が自ら決裁すべき事務を代決することができる。この場合において、副校長が2人以上あるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第37条第6項の規定によりあらかじめ校長が定めた順序で副校長が代決するものとする。

第5条中「前条第1項及び第2項」を「前条第1項から第3項まで」に改める。

第8条中「前2条」を「前3条」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項第1号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同項第2号中「教頭」を「副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭」に、「第2条第1項第7号、第8号、第10号から第12号まで及び第13号」を「第2条第1項第7号、第8号及び第10号から第12号まで並びに第13号」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「（分室の教頭を除く。）」を削り、同条第3号中「所属職員（」を「所属職員（主幹教諭、指導教諭、」に、「県

立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号。以下「事務委任規程」という。）第2条第1項第8号、第10号、第12号及び第13号」を「事務委任規程第2条第1項第8号、第10号及び第12号並びに第13号」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

2 前項第1号に掲げる事務については、同項の規定に基づき教頭が専決する場合において、教頭が不在のときは、事務長（次条の規定に基づき同条第1項第1号に掲げる事務を専決することができる者に限る。）が代決することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

（副校長の専決事務）

**第6条** 第3条の規定にかかわらず、校長は、副校長に次に掲げる事務を専決させることができる。

- (1) 県立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号。以下「事務委任規程」という。）第2条第1項第2号、第3号、第13号（校長及び副校長に係るものと除く。）、第17号から第22号まで及び第24号から第30号までに掲げる事務に関すること。
- (2) 所属職員（副校長を除く。）に係る事務委任規程第2条第1項第7号、第8号、第10号から第12号まで、第14号、第15号及び第23号に掲げる事務に関すること。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

## 新 旧 対 照 表

新

高知県立学校事務処理規程(抜粋)

本則

(決裁)

第3条 事務は、すべて当該事務を担当する上位の職にある者の審査を経て、決裁権者の決裁を受けて施行しなければならない。

2 分校\_\_\_\_\_にあっては、当該分校\_\_\_\_\_の副校长又は教頭の審査を経た後、校長の決裁を受けて施行しなければならない。

(代決)

第4条 副校长は、校長が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、校長が自ら決裁すべき事務を代決することができる。この場合において、副校长が2人以上あるときは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第6項の規定によりあらかじめ校長が定めた順序で副校长が代決するものとする。

2 教頭は、校長(副校长を置く学校にあっては、校長及び副校长)が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、校長又は副校长が自ら決裁すべき事務を代決することができる。この場合において、全日制、定時制又は通信制の課程を置く高等学校にあってはその課程の教頭が、2以上の課程を置く高等学校にあってはそれぞれの課程に共通する事務につき学校教育法\_\_\_\_\_第37条第8項の規定によりあらかじめ校長が定めた順序で教頭が代決するものとする。

3 第8条の規定に基づき専決させることができる事務については、校長が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、事務長が代決することができる。

4 副校长、教頭又は事務長は、前3項の規定に基づき代決した事務のうち、重要

旧

高知県立学校事務処理規程(抜粋)

本則

(決裁)

第3条 事務は、すべて経伺の手続を経た後、決裁を受けて施行しなければならない。

2 分校及び分室にあっては、当該分校及び分室の教頭を経伺した後、校長の決裁を受けて施行しなければならない。

(代決)

第4条

1 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、教頭が、校長が自ら決裁すべき事務を代決することができる。この場合において、全日制、定時制又は通信制の課程を置く高等学校にあってはその課程の教頭が、2以上の課程を置く高等学校にあってはそれぞれの課程に共通する事務につき学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第8項の規定に基づいてあらかじめ校長が定めた教頭が代決するものとする。

2 第7条の規定に基づき専決させることができる事務については、校長が不在で、かつ、緊急やむを得ない場合に限り、事務長が代決することができる。

3 教頭又は事務長は、前2項の規定に基づき代決した事務のうち、重要なものそ

なものその他校長において了知しておく必要があると認めるものについては、後聞を受けなければならない。

(代決の制限)

第5条 前条第1項から第3項までの規定にかかわらず、法令により特に校長に属する権限とされている事務、重要と認められる事務及び異例に属する事務については、代決することができない。

(副校長の専決事務)

第6条 第3条の規定にかかわらず、校長は、副校長に次に掲げる事務を専決させることができる。

(1) 県立学校長に対する事務委任規程(平成4年3月高知県教育長訓令第1号。以下「事務委任規程」という。)第2条第1項第2号、第3号、第13号(校長及び副校長に係るものを除く。)、第17号から第22号まで及び第24号から第30号までに掲げる事務に関すること。

(2) 所属職員(副校長を除く。)に係る事務委任規程第2条第1項第7号、第8号、第10号から第12号まで、第14号、第15号及び第23号に掲げる事務に関すること。

(教頭の専決事務)

第7条 第3条の規定にかかわらず、校長は、教頭\_\_\_\_\_に次に掲げる事務を専決させることができる。

(1)・(2) 略

(3) 所属職員(主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に限る。)に係る事務委任規程第2条第1項第8号、第10号及び第12号並びに第13号(日帰りのものに限る。)に掲げる事務に関すること。

2 前項第1号に掲げる事務については、同項の規定に基づき教頭が専決する場合

の他校長において了知しておく必要があると認めるものについては、後聞を受けなければならない。

(代決の制限)

第5条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、法令により特に校長に属する権限とされている事務、重要と認められる事務及び異例に属する事務については、代決することができない。

(教頭の専決事務)

第6条 第3条の規定にかかわらず、校長は、教頭(分室の教頭を除く。)に次に掲げる事務を専決させることができる。

(1)・(2) 略

(3) 所属職員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員に限る。)に係る県立学校長に対する事務委任規程(平成4年3月高知県教育長訓令第1号。以下「事務委任規程」という。)第2条第1項第8号、第10号、第12号及び第13号(日帰りのものに限る。)に掲げる事務に関すること。

において、教頭が不在のときは、事務長(次条の規定に基づき同条第1項第1号に掲げる事務を専決することができる者に限る。)が代決することができる。

(事務長の専決事務)

第8条 第3条の規定にかかわらず、校長は、事務長に次に掲げる事務を専決させることができる。

(1) 事務委任規程第2条第1項第3号に掲げる事務(前条第1項第1号に掲げる事務を除く。)に関すること。

(2) 所属職員(副校長、教頭、事務長、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。)に係る事務委任規程第2条第1項第7号、第8号及び第10号から第12号まで並びに第13号(日帰りのものに限る。)に掲げる事務に関すること。

(3) 略

(専決の特例等)

①

第9条 前3条の規定に基づき事務を専決させる場合においては、事務委任規程第3条及び第4条の規定を準用する。

(事務長の専決事務)

第7条 第3条の規定にかかわらず、校長は、事務長に次に掲げる事務を専決させることができる。

(1) 事務委任規程第2条第1項第3号に掲げる事務(前条第1号に掲げる事務を除く。)に関すること。

(2) 所属職員(教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員を除く。)に係る事務委任規程第2条第1項第7号、第8号、第10号から第12号まで及び第13号(日帰りのものに限る。)に掲げる事務に関すること。

(3) 略

(専決の特例等)

第8条 前2条の規定に基づき事務を専決させる場合においては、事務委任規程第3条及び第4条の規定を準用する。

## 県立学校における専決事務項目

県立学校長に対する事務委任規程第2条第1項関係				
号数	項目	副校長	教頭	事務長 6級   4・5級
1	所掌事務の実施計画の決定及び運営管理に関すること。			
2	所掌事務に係る申請、上申、進達、通知、通報、照会、回答、報告等に関すること。	○		
3	所掌事務に係る公表及び掲示並びに事実証明及び台帳等の原本又は抄本の交付に関すること。	○	○ 一部	○ ○
4	備付け帳簿の調製並びに縦覧及び閲覧の許可に関すること。			
5	校務分掌及び係等の分掌事務の決定に関すること。			
6	所属職員の配置及び事務分担の決定に関すること。			
7	職員の週休日及び勤務時間の割振りに関すること。	○ 所属職員		○ ○ 所属職員
8	職員の週休日の振替及び半日勤務時間の割振り変更に関すること。	○ 所属職員	○ 所属職員	○ ○ 所属職員
9	職員の休憩時間に関すること。			
10	職員の時間外勤務及び休日勤務の命令並びに休日の代休日の指定に関すること。	○ 所属職員	○ 所属職員	○ ○ 所属職員
11	職員の夜間勤務及び宿日直勤務の命令に関すること。	○ 所属職員		○ ○ 所属職員
12	職員の休暇に関すること。	○ 所属職員	○ 所属職員	○ ○ 所属職員
13	職員及び講師、調査員、参考人、証人等の内国旅行の命令(命令変更を含む。)及び復命の受理に関すること。	○		○ ○ (日帰り旅行に限る)
14	職員の職務専念義務の免除に関すること。ただし、6日を超える等異例に属する場合を除く。	○ 所属職員		
15	職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。	○ 所属職員		○ ○ 全教職員
16	所掌に属する公有財産の管理(行政財産の目的外使用の許可については、高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号)第31条第3項ただし書の規定に係るものに限る。)に関すること。			
17	1件の合帳価格又は見積金額が100万円未満の不用品の処分に関すること。	○		○
18	農林水産実習の生産物の処分、水産実習の漁獲物の処分及び1件の見積金額が100万円未満の生産物の処分に関すること。	○		○
19	歳入の戻出及び歳出の戻入に関すること。	○		○
20	所掌に関する歳入の徴収をする権限、収入の原因となる契約(寄付金に関するものを除く。)を締結する権限、支出を出納員に命令する権限並びに歳入歳出外現金、保管有価証券及び物品(高知県用品等調達特別会計規則(昭和32年高知県規則第22号)に規定する物品を除く。)の出納を出納員に通知する権限に関すること。	○		○
21	予算の令額額の範囲内における報酬、共済費、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、(高知県財産規則第64条に規定する重要物品の購入に係るものを除く。)、負担金、扶助費及び公課費に係る支出負担行為に関する事。	○		○
22	臨時の任用職員及び非常勤職員等に対する給料及び職員手当等の支出負担行為に関する事。	○		○
23	職員の赴任旅費に関する事。	○ 所属職員		○ ○ 全教職員
24	委託(1件の見積金額が100万円以上(設計変更により100万円以上となる場合を除く。)の測量、調査等の委託を除く。)に関する事。	○		○
25	1件の請負対象金額が250万円未満の工事(設計変更により250万円以上となる工事を含む。)の施行(設計又は工事管理について特別の資格又は技術を必要とするものを除く。)に関する事。	○		○
26	労務者の雇入れ(日々雇入れで、その引き継ぐ期間が1月未満のものに限る。)及び解雇に関する事。	○		○
27	独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。	○		○ ○
28	学校の名義使用に係る各種の行事等の共催又は後援に関する事。	○		
29	定時制及び通学制の課程に在学する生徒に支給する教科書の購入に関する事。	○		
30	前各号に掲げるもののほか、所掌に属する轻易又は定例的な事務に関する事。	○		
備考	○は、校長が副校長、教頭及び事務長に専決させができる事務項目であり、必ず専決させなければならないものではない。		3号の一部とは、当該学校の卒業生又は在校生の証明に関する事と、当該学校を志願する者の受検票の発行に関するもののみ。 7号、8号及び10~13号については所属職員(教頭、事務長を除く)に関するもののみ。 15号、23号は、全教職員に関する事。	